

平成27年生駒市議会（第3回）定例会議案

平成27年6月11日

生 駒 市

平成27年生駒市議会（第3回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第4号	平成26年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	1～3
報告第5号	平成26年度生駒市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書	4
報告第6号	平成26年度生駒市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書	5
報告第7号	平成26年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	6
報告第8号	平成26年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	7
報告第9号	平成26年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書	8
報告第10号	平成26年度生駒市病院事業会計予算繰越計算書	9
報告第11号	平成26年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書	10
議案第46号	平成27年度生駒市一般会計補正予算（第1回）	11～30
議案第47号	平成27年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）	31～33
議案第48号	平成27年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	34～37
議案第49号	平成27年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）	38～41
議案第50号	平成27年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）	42～49
議案第51号	生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	50～55
議案第52号	生駒市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	56

議案第 53 号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	57～58
議案第 54 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 55 号	生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	60～62
議案第 56 号	生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第 57 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第 58 号	民事調停について	65～66
議案第 59 号	生駒市副市長の選任について	67

平成26年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			一般財源	
						未収入 国県支出金	特定財源			
							地方債	その他		
総務費	総務管理費	情報システム整備事業	17,000,000	17,000,000		17,000,000				
		シテイプロモーション事業	10,938,000	10,938,000		10,938,000				
		将来計画策定事業	13,700,000	13,700,000		9,437,000			4,263,000	
		交通安全対策事業	1,500,000	1,500,000		1,500,000				
		防災経費	3,256,000	3,256,000		3,256,000				
		税務システム整備事業	13,500,000	13,500,000		9,000,000			4,500,000	
		徴税	戸籍住民基本台帳システム整備事業	21,300,000	21,300,000		21,300,000			
		国民年金システム整備事業	773,000	773,000		773,000				
		社会福祉費	障がいシステム整備事業	3,789,000	3,789,000		2,526,000			1,263,000
			介護保険システム整備事業	4,603,000	4,603,000		3,068,000			1,535,000
民生費	児童福祉費	児童福祉システム整備事業	3,567,000	3,567,000		2,378,000			1,189,000	
		私立保育所運営費等助成事業	18,000,000	18,000,000		18,000,000				
		子育て支援総合センター整備事業	44,466,000	40,765,155		2,171,000	31,700,000		6,894,155	
		生活保護システム整備事業	1,786,000	1,786,000		1,190,000			596,000	

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国県支出金	地方債	その他		
衛生費	保健衛生費	健康管理システム整備事業	1,812,000	1,812,000		1,208,000			604,000	
産業経済費	商工費	商工業振興事業	166,339,000	166,339,000		166,339,000				
		地籍調査事業	20,118,000	20,118,000		15,082,000			5,036,000	
土木費	道路橋梁及び河川費	道路橋梁維持補修事業	27,000,000	27,000,000		14,850,000	10,900,000		1,250,000	
		橋梁予防保全事業	6,000,000	6,000,000		3,300,000	2,400,000		300,000	
		橋梁耐震化事業	60,000,000	60,000,000		25,227,378	18,500,000		16,272,622	
		生活道路安全対策事業	19,224,000	19,224,000		10,573,027	7,700,000		950,973	
		企業誘致関連道路整備事業	136,470,000	136,470,000		30,536,000	22,400,000		83,534,000	
		道路新設改良事業	40,220,000	40,220,000		16,671,297	10,000,000		6,140,190	
消防費	河川水路改修事業	河川水路改修事業	500,000	500,000					500,000	
		消防施設整備事業	134,652,000	122,470,000			122,400,000		70,000	

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国県支出金	地方債	その他		
教育費	教育総務費	高山スーパーパークスクールのゾーン整備事業	2,260,000	2,260,000					2,260,000	
	小学校校費	小学校施設整備事業	7,485,000	6,132,240					6,132,240	
	中学校校費	中学校施設整備事業	7,485,000	5,508,000					5,508,000	
		スーパーエコスクール事業	397,874,000	321,594,600	111,452,000	54,200,000			155,942,600	
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	394,943,000	394,943,000	92,657,000	290,000,000			12,286,000	
		南こども園整備事業	897,600,000	863,914,000	92,870,000	545,800,000			225,244,000	
	保健体育費	北部スポーツタウン事業	88,747,000	78,022,600	5,077,000	10,100,000			62,845,600	

平成27年6月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成26年度生駒市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入	未収入		特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	その他		
総務費	総務管理費	国民健康保険システム事業	3,870,000	3,870,000		2,580,000			1,290,000	

平成27年6月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成26年度生駒市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入	未収入	特定財源		
					国県支出金	地方債			
総務費	総務管理費	後期高齢者医療システム整備事業	1,786,000	1,786,000	1,190,000				596,000

平成27年6月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成26年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入 国県支出金	特定財源	地方債	その他	
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	400,000,000	400,000,000		115,000,000		283,000,000		2,000,000
		流域下水道事業	1,900,000	1,900,000				1,800,000		100,000

平成27年6月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成26年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	146,736,000	21,000,870	110,600,000	0	47,838,000	62,762,000	15,135,130	0	

平成27年6月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成26年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成26年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越額を超えるための購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	滝寺中継所建設工事	円 193,000,000	円 97,000,000	円 0	円 97,000,000	円 37,030,000	円 59,970,000	円 59,970,000	円 59,970,000	円 0	円 0
		真弓浄水場電気設備等改良工事	円 656,800,000	円 211,200,000	円 0	円 211,200,000	円 0	円 211,200,000	円 211,200,000	円 211,200,000	円 211,200,000	円 0

平成27年6月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成26年度生駒市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	一般会計からの長期借入金			
1	資本的支出	1建設改良費	11,556,000	0	7,128,000	0	7,128,000	4,428,000	円	事業の進捗に遅れが生じたため

新設改良工事のうち継続費として設定している病院施設建築工事に係る経費については除いています。

平成27年6月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成26年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成26年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に要するたな御資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	一般会計からの長期借入金	
1資本的支出	1建設改良費	病院施設実施設計及び工事監理業務	203,700,000	26,600,000	91,596,100	118,196,100	18,089,820	100,106,280	100,106,280	100,100,000	6,280	0
		病院施設建築工事	9,060,000,000	6,000,000,000	1,442,400,000	7,442,400,000	6,675,900,000	766,500,000	766,500,000	766,500,000	0	0

平成27年6月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成 27 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）

平成 27 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 955,908 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,137,908 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 27 年 6 月 11 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		2,519,000	403,100	2,922,100
	1 地方交付税	2,519,000	403,100	2,922,100
14 国庫支出金		4,868,932	64,671	4,933,603
	1 国庫負担金	4,002,236	6,852	4,009,088
	2 国庫補助金	842,644	57,819	900,463
15 県支出金		2,317,697	23,966	2,341,663
	1 県負担金	1,451,939	3,426	1,455,365
	2 県補助金	608,229	20,540	628,769
18 繰入金		563,149	38,391	601,540
	1 基金繰入金	563,149	38,391	601,540
20 諸収入		916,184	1,680	917,864
	4 雑入	901,462	1,680	903,142
21 市債		1,577,900	424,100	2,002,000
	1 市債	1,577,900	424,100	2,002,000
歳 入 合 計		35,182,000	955,908	36,137,908

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,488,432	50,992	4,539,424
	1 総務管理費	3,465,894	38,430	3,504,324
	3 戸籍住民基本台帳費	258,704	12,562	271,266
3 民生費		13,596,923	78,007	13,674,930
	1 社会福祉費	5,367,287	58,649	5,425,936
	2 児童福祉費	5,834,143	18,954	5,853,097
	5 国民健康保険費	843,593	404	843,997
4 衛生費		3,922,326	47,470	3,969,796
	1 保健衛生費	1,695,622	43,152	1,738,774
	2 清掃費	2,226,704	4,318	2,231,022
5 産業経済費		361,777	7,679	369,456
	1 農業費	147,824	7,247	155,071
	2 商工費	213,953	432	214,385
6 土木費		3,357,775	199,251	3,557,026
	1 土木管理費	305,901	8,647	314,548
	2 道路橋梁及び河川費	1,216,950	34,178	1,251,128
	3 都市計画費	889,572	156,426	1,045,998
7 消防費		1,542,751	5,639	1,548,390

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	1,542,751	5,639	1,548,390
8 教育費		4,472,234	416,414	4,888,648
	1 教育総務費	379,154	284,530	663,684
	3 中学校費	285,851	6,216	292,067
	4 幼稚園費	784,509	546	785,055
	5 社会教育費	962,133	6,815	968,948
	6 保健体育費	1,176,909	118,307	1,295,216
10 公債費		2,985,481	150,456	3,135,937
	1 公債費	2,985,481	150,456	3,135,937
歳 出 合 計		35,182,000	955,908	36,137,908

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
生駒北小中一貫校整備工事	平成28年度	2,038,123
生駒北小中一貫校整備工事監理委託業務	平成28年度	33,474

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
体育施設 整備事業	20,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2 変更

[単位 千円]

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設 整備事業	201,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	202,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
臨時財政対策	840,000	"	"	"	1,243,100	"	"	"

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	2,519,000	403,100	2,922,100	1 地方交付税	403,100	普通交付税
計	2,519,000	403,100	2,922,100			

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	3,999,824	6,852	4,006,676	1 社会福祉費負担金	6,852	低所得者保険料軽減負担金
計	4,002,236	6,852	4,009,088			

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	58,809	3,776	62,585	3 戸籍住民基本台帳費補助金	3,776	社会保障・税番号制度導入事業補助金
2 民生費国庫補助金	285,045	14,666	299,711	2 児童福祉費補助金	14,666	保育対策総合支援補助金
6 教育費国庫補助金	148,003	38,848	186,851	5 教育総務費補助金	38,848	生駒北小中一貫校整備事業補助金
7 消防費国庫補助金	0	529	529	1 消防費補助金	529	消防防災施設等整備費補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
計	842,644	57,819	900,463				

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費県負担金	1,451,677	3,426	1,455,103	1	社会福祉費負担金	低所得者保険料軽減県負担金	
計	1,451,939	3,426	1,455,365				

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 総務費県補助金	1,600	1,000	2,600	1	総務管理費補助金	地域防犯重点モデル地区支援事業補助金	
2 民生費県補助金	575,818	15,970	591,788	1	社会福祉費補助金	地域医療介護総合確保基金補助金	
6 教育費県補助金	1,090	3,570	4,660	5	保健体育費補助金	学校給食地産地消促進事業補助金	
計	608,229	20,540	628,769				

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
8 ふるさと生駒応援基金繰入金	0	38,391	38,391	1 ふるさと生駒応援基金繰入金	38,391		
計	563,149	38,391	601,540				

[単位 千円]

(款) 20 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 雑入	899,831	1,680	901,511	4 雑入	1,680	生涯学習事業参加個人負担金 クリエネルギー自動車等導入費補助金 オリジナル年賀はがき売払い収入	500 140 1,040
計	901,462	1,680	903,142				

[単位 千円]

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5 消防債	201,900	900	202,800	消防債	900	消防施設整備事業債	
6 臨時財政対策債	840,000	403,100	1,243,100	1 臨時財政対策債	403,100		
7 教育債	0	20,100	20,400	保健体育債	20,100	生駒北スポートセンター整備事業債	
計	1,577,900	424,100	2,002,000				

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					定 額	其 他			
1 一般管理費	1,848,780	25,047	1,873,827		一般財源	11 需用費	2,328	印刷製本費	
2 職員研修費	8,904	52	8,956		52	18 備品購入費	22,719	情報用備品	
4 広報広聴費	41,099	1,240	42,339		200	11 需用費	1,240	自己啓発助成金	
5 財産管理費	1,126,638	8,737	1,135,375		8,737	12 役務費	293	自動車保険料	
11 交通対策費	141,672	284	141,956		284	18 備品購入費	8,429	公用車	
13 防災費	17,565	1,070	18,635		1,070	27 公課費	15	自動車重量税	
14 諸費	9,356	2,000	11,356		284	8 報償費	284	講師謝礼等	
						18 備品購入費	1,070	防災用備品	
						19 負担金補助及び交付金	2,000	地域防犯重点モデル地区支援事業補助金	
計	3,465,894	38,430	3,504,324	1,000 (県補) 1,000	36,390				

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 地 方 財 源	一 般 財 源				
					国県支出金	財 源			
1 戸籍住民基本台帳費	258,505	12,562	271,067	3,776 (国補) 3,776	8,786	7 賃金	3,064	臨時雇賃金	
						11 需用費	200	消耗品費 印刷製本費 161 39	
						12 役務費	1,616	通信運搬費	
						13 委託料	7,221	住民基本台帳ネットワークシステム委託料 コンビニ交付システム委託料 個人番号カード申請受付窓口業務委託料	
						18 備品購入費	461	事務用備品	
計	258,704	12,562	271,266	3,776	8,786				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 地 方 財 源	一 般 財 源				
					国県支出金	財 源			
1 社会福祉総務費	421,240	28,974	450,214		28,974	23 償還金利子及び割引料	28,974	過年度償還金	
6 介護保険費	1,167,553	29,675	1,197,228	26,248 (国負) 6,852 (県負) 3,426 (県補) 15,970	3,427	19 負担金補助及び交付金	15,970	地域医療介護総合確保基金補助金	
						28 繰出金	13,705	介護保険特別会計繰出金	
計	5,367,287	58,649	5,425,936	26,248	32,401				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				一般財源					
				特定地方	財 源	其 他			
1 児童福祉総務費	3,030,768	17,874	3,048,642	14,666 (国補)	3,208	11 需用費	238	消耗品費 修繕料 14 224	
				14,666		12 役員費	641	通信運搬費	
						18 備品購入費	495	事務用備品	
						19 負担金補助及び交付金	16,500	私立保育所等施設整備費補助金	
3 保育所費	812,165	1,080	813,245		1,080	15 工事請負費	1,080	保育所施設整備工事	
計	5,834,143	18,954	5,853,097	14,666	4,288				

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 5 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				一般財源					
				特定地方	財 源	其 他			
1 国民健康保険費	843,593	404	843,997		404	28 繰出金	404	国民健康保険特別会計繰出金	
計	843,593	404	843,997		404				

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				一般財源					
				特定地方	財 源	其 他			
1 保健衛生総務費	788,876	13,597	802,473		13,597	8 報償費	152	謝礼	

[単位 千円]

	9 旅費	95	普通旅費 費用弁償							
	11 需用費	54	消耗品費 食糧費	50 4						
	12 役務費	5	通信運搬費							
	19 負担金補助及 ひ交付金	13,291	病院事業会計負担金 病院事業会計補助金	10,042 3,249						
2 予防費	8 報償費	348	謝礼等		504					
	11 需用費	35	消耗品費							
	12 役務費	121	通信運搬費							
4 環境衛生費	15 工事請負費	24,635	道路照明整備工事		14,368					
5 環境保全対策 費	11 需用費	1,130	印刷製本費		3,276					
	12 役務費	35	自動車保険料				1,140 (繰入) 1,000 (諸) 140			
	13 委託料	500	環境モデル都市推進業務委託料							
	18 備品購入費	1,751	電気自動車							
	19 負担金補助及 ひ交付金	1,000	自然エネルギー活用補助金							
計					31,745		11,407		1,738,774	1,695,622

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 財 源	一般財源				
					国県支出金	その他			
2 ごみ処理費	922,367	812	923,179			812	18 備品購入費	啓発用備品	
5 し尿処理施設費	223,200	3,506	226,706			3,506	13 委託料	施設維持管理業務等委託料	
計	2,226,704	4,318	2,231,022			4,318			

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 財 源	一般財源				
					国県支出金	その他			
1 農業委員会費	39,728	216	39,944			216	8 報償費	謝礼	
4 森林対策事業費	3,749	500	4,249		500 (繰入)		19 負担金補助及び交付金	ナラ枯れ防除事業補助金	
5 農地費	21,477	6,531	28,008			6,531	13 委託料	ため池調査委託料	
計	147,824	7,247	155,071		500	6,747	19 負担金補助及び交付金	土地改良事業補助金	

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 財 源	一般財源				
					国県支出金	その他			
2 商工振興費	95,107	432	95,539			432	19 負担金補助及び交付金	中小企業振興事業補助金	

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額の財源内訳					
				特 定 財 源	財 源 内 訳	節			
国県支出金	地方債	その他	一般財源						
計	213,953	432	214,385				432		
(款) 6 土木費									
(項) 1 土木管理費									
1 土木総務費	200,675	5,647	206,322				5,647	13 委託料	公共施設保全計画(作業業務委託料)
								14 使用料及び賃借料	データ使用料
2 建築指導費	105,226	3,000	108,226				3,000	19 負担金補助及び交付金	既存住宅流通等促進奨励金
計	305,901	8,647	314,548				8,647		

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額の財源内訳					
				特 定 財 源	財 源 内 訳	節			
国県支出金	地方債	その他	一般財源						
2 道路橋梁維持費	437,583	9,126	446,709				9,126	19 負担金補助及び交付金	復旧工事負担金
3 道路橋梁新設改良費	608,646	15,591	624,237				15,591	12 役務費	手数料
								13 委託料	調査・測量委託料
								15 工事請負費	道路改良工事
								17 公有財産購入費	道路用地
								22 補償補填及び賠償金	立木建物移転等補償

[単位 千円]

(款) 6 土木費
(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				特	地方	その他			
				国県支	出金	定財			
4 河川費	51,777	9,461	61,238			9,461	13 委託料	測量・設計委託料	
計	1,216,950	34,178	1,251,128			34,178	15 工事請負費	調整池浚渫工事	

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				特	地方	その他			
				国県支	出金	定財			
2 公園整備費	595,404	156,318	751,722			156,318	13 委託料	設計等委託料	
4 北部地域整備 促進事業費	10,874	108	10,982			108	15 工事請負費	生駒山麓公園ふれあいセンター改修工 事	
計	889,572	156,426	1,045,998			156,426	8 報償費	謝礼	
							11 需用費	食糧費	

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				特	地方	その他			
				国県支	出金	定財			
3 消防施設費	242,572	5,639	248,211	900		4,210	13 委託料	消防団機動第3分団拠点施設耐震補強 設計業務委託料 消防本部庁舎耐震診断業務委託料	
計	1,542,751	5,639	1,548,390	529 (国補) 529	900	4,210			

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 費	財源その他				
					国県支出金	財源			
1 教育委員会費	245,951	848	246,799			一般財源	848	臨時講師賃金	
2 心の教育活動 事業費	39,551	1,805	41,356			1,805	1,805	学習支援用備品	
3 高山スパーパー スクールのゾー ン整備費	93,652	281,877	375,529	38,848 (国補) 38,848		243,029	20,605	監理等委託料	
							259,037	生駒北小中一貫校整備工事	
							2,235	学校用地	
計	379,154	284,530	663,684	38,848		245,682			

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 費	財源その他				
					国県支出金	財源			
3 中学校施設整 備費	0	6,216	6,216			一般財源	6,216	設計委託料	
計	285,851	6,216	292,067			6,216			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 財 源	一般財源				
					国県支出金	その他			
2 幼稚園施設整備費	74,962	546	75,508			546	15 工事請負費	546	幼稚園施設整備工事
計	784,509	546	785,055			546			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 財 源	一般財源				
					国県支出金	その他			
2 生涯学習施設費	395,159	4,860	400,019			4,860	15 工事請負費	4,860	生涯学習施設整備工事
5 青少年健全育成費	11,895	950	12,845		500 (諸)	450 500	13 委託料	950	ユニバーサルキャンプ開催委託料
6 文化振興費	4,721	298	5,019			298	12 役務費	18	保険料
							13 委託料	280	親子コンサート開催委託料
7 文化財保護費	38,456	707	39,163			707	19 負担金補助及び交付金	707	文化財保存事業費補助金
計	962,133	6,815	968,948		500	6,315			

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説明
				特 定 支 出 金	財源					
					地方	その他				
1 保健体育総務費	98,757	3,914	102,671			3,914	1 報酬	378	委員	
							11 需用費	544	食糧費 印刷製本費	
							12 役務費	540	通信運搬費	
							13 委託料	2,452	調査委託料	
2 体育施設費	280,689	110,361	391,050		20,100	90,261	13 委託料	12,409	設計委託料	
							15 工事請負費	97,952	各体育施設整備工事	
4 学校給食材料費	533,732	4,032	537,764	3,570 (県補)		462	11 需用費	4,032	賄材料費	
計	1,176,909	118,307	1,295,216	3,570	20,100	94,637				

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説明
				特 定 支 出 金	財源					
					地方	その他				
1 元金	2,753,506	129,614	2,883,120			129,614	23 償還金利子及び割引料	129,614	長期償還元金	
2 利子	231,975	-1,336	230,639			-1,336	23 償還金利子及び割引料	-1,336	長期償還利子	
3 公債諸費	0	22,178	22,178			22,178	22 補償補填及び賠償金	22,178	補償金	

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額		
									国 県 支 出 金	
計	2,985,481	150,456	3,135,937			150,456				

議案第 47 号

平成 27 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 27 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表歳入予算補正」による。

平成 27 年 6 月 11 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		1,929,861	-13,705	1,916,156
	1 介護保険料	1,929,861	-13,705	1,916,156
7 繰入金		1,173,580	13,705	1,187,285
	1 一般会計繰入金	1,145,809	13,705	1,159,514
歳 入 合 計		7,557,771	0	7,557,771

歳入補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者保険料	1,929,861	-13,705	1,916,156	1 現年度分特別徴収保険料	-12,417	
				2 現年度分普通徴収保険料	-1,288	
計	1,929,861	-13,705	1,916,156			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 低所得者保険料軽減繰入金	0	13,705	13,705	1 現年度分	13,705	
計	1,145,809	13,705	1,159,514			

[単位 千円]

議案第 48 号

平成 27 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 27 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 186 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12, 876, 055 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 6 月 11 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,956,172	3,529	1,959,701
	2 国庫補助金	212,800	3,529	216,329
6 県支出金		539,934	253	540,187
	2 県補助金	471,290	253	471,543
9 繰入金		843,594	404	843,998
	1 一般会計繰入金	843,593	404	843,997
歳 入 合 計		12,871,869	4,186	12,876,055

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		161,510	3,933	165,443
	2 徴税費	14,130	3,933	18,063
8 保健事業費		107,762	253	108,015
	1 特定健康診査等事業費	89,747	253	90,000
歳 出 合 計		12,871,869	4,186	12,876,055

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 財政調整交付金	212,800	3,529	216,329	1 財政調整交付金	3,529	特別調整交付金	
計	212,800	3,529	216,329				

[単位 千円]

(款) 6 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 財政調整交付金	471,290	253	471,543	1 財政調整交付金	253	特別調整交付金	
計	471,290	253	471,543				

[単位 千円]

(款) 9 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	843,593	404	843,997	2 その他一般会計繰入金	404		
計	843,593	404	843,997				

[単位 千円]

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	財 源				
					国県支出金	地方債			
1 賦課徴税費	14,127	3,933	18,060	3,529 (国補)	404 (繰入)	404	11 需用費	4 消耗品費	
				3,529		404	12 役務費	3,378 手数料	
							18 備品購入費	551 ペイジー口座振替受付用備品	
計	14,130	3,933	18,063	3,529	404	404			

(款) 8 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	財 源				
					国県支出金	地方債			
1 特定健康診査等事業費	89,747	253	90,000	253 (県補)			13 委託料	253 特定健診等受診勧奨広告委託料	
計	89,747	253	90,000	253					

議案第 49 号

平成 27 年度生駒市水道事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 平成 27 年度生駒市水道事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 27 年度生駒市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条（5）アに「お客様センター（総合窓口）開設に係る水道事業事務所新館改修工事」を追加する。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「801,912 千円」を「807,321 千円」、過年度分損益勘定留保資金「761,912 千円」を「767,321 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	932,824	5,409	938,233
第 1 項 建設改良費	851,915	5,409	857,324

平成 27 年 6 月 11 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成27年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 資本的支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			932,824	5,409	938,233	
	1 建設改良費		851,915	5,409	857,324	
		1 新設改良費	832,061	5,409	837,470	工事請負費

平成27年度生駒市水道事業補正予算（第1回）予定キャッシュ・フロー計算書

（平成27年4月1日から平成28年3月31日）

（単位 千円）

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	272,039	0	272,039
減価償却費	645,774	0	645,774
固定資産除却費	10,000	0	10,000
賞与及び法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△314	0	△314
貸倒引当金の増減額（△は減少）	800	0	800
長期前受金戻入額	△386,695	0	△386,695
受取利息及び受取配当金	△16,440	0	△16,440
支払利息	3,192	0	3,192
未収金の増減額（△は増加）	△13,038	0	△13,038
未払金の増減額（△は減少）	△36,470	△400	△36,870
その他流動負債の増減額（△は減少）	3,047	0	3,047
たな卸資産の増減額（△は増加）	10	0	10
小計	481,905	△400	481,505
利息及び配当金の受取額	16,440	0	16,440
利息の支払額	△3,192	0	△3,192
業務活動によるキャッシュ・フロー	495,153	△400	494,753
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△794,447	△5,009	△799,456
補助金、寄附金等による収入	128,157	0	128,157
投資活動によるキャッシュ・フロー	△666,290	△5,009	△671,299
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一般会計納付金による支出	△40,000	0	△40,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△19,909	0	△19,909
財務活動によるキャッシュ・フロー	△59,909	0	△59,909
資金増減額	△231,046	△5,409	△236,455
資金期首残高	4,644,804	0	4,644,804
資金期末残高	4,413,758	△5,409	4,408,349

生駒市水道事業会計予定貸借対照表

(単位 千円)

科 目	平成27年度予定貸借対照表 (平成28年3月31日)		
	既決予定額	補正予定額	計
(資産の部)			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産	33,778,768	5,009	33,783,777
減価償却累計額	<u>△ 16,489,320</u>	<u>0</u>	<u>△ 16,489,320</u>
有形固定資産合計	17,289,448	5,009	17,294,457
(2) 投資	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
固定資産合計	17,289,448	5,009	17,294,457
2 流動資産			
(1) 現金預金	4,413,758	△ 5,409	4,408,349
(2) 未収金	86,550	0	86,550
(3) 貯蔵品	1,132	0	1,132
(4) 仮払金	<u>40,000</u>	<u>0</u>	<u>40,000</u>
流動資産合計	<u>4,541,440</u>	<u>△ 5,409</u>	<u>4,536,031</u>
資産合計	<u>21,830,888</u>	<u>△ 400</u>	<u>21,830,488</u>
(負債の部)			
3 固定負債			
(1) 企業債	29,674	0	29,674
(2) 引当金	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
固定負債合計	29,674	0	29,674
4 流動負債			
(1) 企業債	20,892	0	20,892
(2) 未払金	50,646	△ 400	50,246
(3) 前受金	300	0	300
(4) 引当金	31,522	0	31,522
(5) 預り金	<u>80,766</u>	<u>0</u>	<u>80,766</u>
流動負債合計	184,126	△ 400	183,726
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	19,353,378	0	19,353,378
長期前受金収益化累計額	<u>△ 11,405,970</u>	<u>0</u>	<u>△ 11,405,970</u>
繰延収益合計	<u>7,947,408</u>	<u>0</u>	<u>7,947,408</u>
負債合計	8,161,208	△ 400	8,160,808
(資本の部)			
6 資本金			
(1) 自己資本金	1,507,852	0	1,507,852
(2) 借入資本金	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
資本金合計	1,507,852	0	1,507,852
7 剰余金			
(1) 資本剰余金	3,692,968	0	3,692,968
(2) 利益剰余金			
減債積立金	8,600	0	8,600
当年度未処分利益剰余金	<u>8,460,260</u>	<u>0</u>	<u>8,460,260</u>
利益剰余金合計	<u>8,468,860</u>	<u>0</u>	<u>8,468,860</u>
剰余金合計	<u>12,161,828</u>	<u>0</u>	<u>12,161,828</u>
資本合計	<u>13,669,680</u>	<u>0</u>	<u>13,669,680</u>
負債資本合計	<u>21,830,888</u>	<u>△ 400</u>	<u>21,830,488</u>

平成 27 年度生駒市病院事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 平成 27 年度生駒市病院事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 27 年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「生駒市北部地域整備促進基金から長期借入金 92,396 千円」を「生駒市北部地域整備促進基金から長期借入金 106,980 千円」に改める。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 病院事業収益	11,983	437,980	449,963
第 1 項 医業収益	4,650	1,786	6,436
第 2 項 医業外収益	7,333	436,194	443,527

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 病院事業費用	408,108	31,045	439,153
第 1 項 医業費用	374,477	31,028	405,505
第 2 項 医業外費用	28,631	17	28,648

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	992,815	12,902	1,005,717
第2項 負担金交付金	83,591	3,765	87,356
第4項 基金からの 長期借入金	1,000	9,137	10,137

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	992,815	12,902	1,005,717
第1項 建設改良費	663,526	12,902	676,428

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	11,678	883	12,561

第5条 予算第9条中「189千円」を「3,438千円」に改める。

平成27年6月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成27年度生駒市病院事業会計補正予算(第1回)実施計画

1 収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 病院事業 収 益			11,983	437,980	449,963		
	1 医 業 収 益		4,650	1,786	6,436		
		1 そ の 他 医 業 収 益	4,650	1,786	6,436	文書料等	
	2 医 業 外 収 益			7,323	436,194	443,517	
		2 他 会 計 補 助 金		189	3,249	3,438	一般会計補助金
		3 補 助 金		0	4,288	4,288	県補助金
		4 負 担 金 交 付 金		7,134	6,277	13,411	一般会計負担金
5 そ の 他 医 業 外 収 益			0	422,380	422,380	消費税及び地方消費税還付金	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 病院事業 費 用			408,108	31,045	439,153		
	1 医 業 費 用		374,477	31,028	405,505		
		1 給 与 費		13,130	1,035	14,165	職員手当等 744 法定福利費 291
		2 経 費		61,194	29,132	90,326	報償費 60 旅費交通費 50 備消耗品費 4,978 食糧費 1,140 印刷製本費 292 保険料 25 通信運搬費 64 交付金 9,323 委託料 13,200
	3 減 価 償 却 費		300,153	861	301,014	有形固定資産減価償却費	
	2 医 業 外 費 用			28,631	17	28,648	
1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費			28,631	17	28,648	長期借入金利息	

2 資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			992,815	12,902	1,005,717	
	2 負担金交付金		83,591	3,765	87,356	
		1 他会計負担金	83,591	3,765	87,356	一般会計負担金
	4 基金からの長期借入金		1,000	9,137	10,137	
		1 基金からの長期借入金	1,000	9,137	10,137	生駒市北部地域整備促進基金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			992,815	12,902	1,005,717	
	1 建設改良費		663,526	12,902	676,428	
		1 新設改良費	663,526	9,137	672,663	工事請負費
		2 資産購入費	0	3,765	3,765	備品購入費

平成27年度生駒市病院事業補正予算（第1回）予定キャッシュ・フロー計算書
 （平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位 千円）

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	既決予定額	補正予定額	計
当年度純利益	△ 391,125	406,935	15,810
減価償却費	300,153	861	301,014
受取利息及び受取配当金	△ 10	0	△ 10
支払利息	28,631	17	28,648
未収金の増減額（△は増加）	0	△ 422,380	△ 422,380
未払金の増減額（△は減少）	709	17	726
小計	△ 61,642	△ 14,550	△ 76,192
利息及び配当金の受取額	10	0	10
利息の支払額	△ 28,631	△ 17	△ 28,648
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 90,263	△ 14,567	△ 104,830
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			0
有形固定資産の取得による支出	△ 663,526	△ 12,902	△ 676,428
一般会計からの繰入金による収入	83,591	3,765	87,356
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 579,935	△ 9,137	△ 589,072
			0
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			0
他会計借入金による収入	343,396	23,721	367,117
企業債による収入	661,800	0	661,800
企業債の償還による支出	△ 328,289	0	△ 328,289
財務活動によるキャッシュ・フロー	676,907	23,721	700,628
			0
資金増減額	6,709	17	6,726
資金期首残高	54,435	0	54,435
資金期末残高	61,144	17	61,161

平成27年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	一般職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員		1	5,393	4,691	10,084	2,027	12,111
	資本勘定 支弁職員				450	450		450
	合 計		1	5,393	5,141	10,534	2,027	12,561
補正前	損益勘定 支弁職員		1	5,393	3,947	9,340	1,888	11,228
	資本勘定 支弁職員				450	450		450
	合 計		1	5,393	4,397	9,790	1,888	11,678
比 較	損益勘定 支弁職員		0	0	744	744	139	883
	資本勘定 支弁職員		0	0	0	0	0	0
	合 計		0	0	744	744	139	883

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤 務手当 (千円)
	補正後	304	928	399	450
	補正前	304	928	399	450
	比 較	0	0	0	0
	区分	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後			1,964	1,096
	補正前			1,494	822
	比 較			470	274

2 手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
手 当	744	制度改正に伴う増減分			
		その他の分 増 減 分	744	人事異動等 に伴う分 に 増 加	扶養手当 千円 管理職手当 千円 地域手当 千円 時間外勤務手当 千円 通勤手当 千円 住居手当 千円 期末手当 470 千円 勤勉手当 274 千円

生駒市病院事業会計予定貸借対照表

(単位 千円)

平成27年度予定貸借対照表
(平成28年3月31日)

科 目	既決予定額		補正予定額		計	
(資産の部)						
1 固定資産						
(1) 有形固定資産						
イ 建物	8,943,490				8,943,490	
減価償却累計額	<u>298,816</u>	8,644,674			<u>298,816</u>	8,644,674
ロ 構築物	2,411		9,137		11,548	
減価償却累計額	<u>201</u>	2,210	<u>571</u>	8,566	<u>772</u>	10,776
ハ 機械及び備品			3,765		3,765	
減価償却累計額			<u>290</u>	3,475	<u>290</u>	3,475
有形固定資産合計	<u>8,646,884</u>		<u>12,041</u>		<u>8,658,925</u>	
(2) 無形固定資産	11,002		0		11,002	
無形固定資産合計	<u>11,002</u>		<u>0</u>		<u>11,002</u>	
固定資産合計		8,657,886		12,041		8,669,927
2 流動資産						
(1) 現金預金	<u>61,144</u>		17		61,161	
(2) 未収金			<u>422,380</u>		<u>422,380</u>	
流動資産合計	<u>61,144</u>		<u>422,397</u>		<u>483,541</u>	
資産合計	<u>8,719,030</u>		<u>434,438</u>		<u>9,153,468</u>	
(負債の部)						
3 固定負債						
(1) 企業債	7,529,116		0		7,529,116	
(2) 他会計借入金	<u>466,692</u>		<u>23,721</u>		<u>490,413</u>	
固定負債合計		7,995,808		23,721		8,019,529
4 流動負債						
(1) 企業債	978,856		0		978,856	
(2) 未払金	709		17		726	
(3) 引当金	883		0		883	
(4) その他の流動負債	<u>200</u>		<u>0</u>		<u>200</u>	
流動負債合計	<u>980,648</u>		<u>17</u>		<u>980,665</u>	
負債合計		8,976,456		23,738		9,000,194
(資本の部)						
5 資本金						
(1) 自己資本金	200,000		0		200,000	
資本金合計		200,000		0		200,000
6 剰余金						
(1) 資本剰余金						
イ 補助金	2,115		0		2,115	
ロ 負担金交付金	<u>100,937</u>		<u>3,765</u>		<u>104,702</u>	
資本剰余金合計		103,052		3,765		106,817
(2) 利益剰余金						
イ 当年度未処理欠損金	<u>560,478</u>		<u>△ 406,935</u>		<u>153,543</u>	
利益剰余金合計	<u>△ 560,478</u>		<u>406,935</u>		<u>△ 153,543</u>	
剰余金合計		<u>△ 457,426</u>		<u>410,700</u>		<u>△ 46,726</u>
資本合計		<u>△ 257,426</u>		<u>410,700</u>		<u>153,274</u>
負債資本合計		<u>8,719,030</u>		<u>434,438</u>		<u>9,153,468</u>

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「個人情報の開示等」を「保有個人情報の開示等」に改める。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に、「に係る個人情報」を「に係る保有個人情報」に改める。

第2条に次の3号を加える。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、

当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第7条第3項各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第8条の見出しを「（保有個人情報の利用の制限）」に改め、同条各号列記以外の部分中「個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改め、同条第5号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、当該実施機関の内部で個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、当該実施機関の内部で個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用することができる。ただし、当該実施機関の内部で個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第9条第1項各号列記以外の部分中「個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改め、同項第5号及び同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第10条中「個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）」に改める。

第11条第1項中「個人情報を」を「保有個人情報を」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3

項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

第13条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

「第3章 個人情報の開示等」を「第3章 保有個人情報の開示等」に改める。

第14条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「公文書に記録されている」を「当該実施機関が保有する」に、「個人情報」を「保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）」に改め、同条第2項中「認めるとき」の次に「（保有特定個人情報にあつては、本人が未成年者若しくは成年被後見人であるとき、又は本人の委任があるとき）」を加える。

第15条（見出しを含む。）及び第16条（見出しを含む。）中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第17条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「公文書に記録されている」を「当該実施機関が保有する」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第18条及び第19条を次のように改める。

（保有個人情報の削除の請求）

第18条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報の削除（以下「削除」という。）を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されているとき。
- (2) 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。
- (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

(4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき。

2 第14条第2項の規定は、削除の請求について準用する。

（保有個人情報の利用等の中止の請求）

第19条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の中止

ア 第7条の規定に違反して収集されているとき。

イ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。

ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

エ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

(2) 第9条第1項又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の中止

2 第14条第2項の規定は、前項に規定する利用又は提供の中止（以下「利用等の中止」という。）の請求について準用する。

第20条第1項第2号及び第2項、第21条第6項並びに第22条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第26条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 保有特定個人情報については、法令又は他の条例に開示に関して規定されている場合であっても、この条例の規定による開示を行うものとする。

第30条中「個人情報を」を「保有個人情報を」に改める。

第31条及び第33条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第2条 生駒市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第2項本文中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第18条第1項中「保有個人情報が」を「保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」が」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第22条の2 実施機関は、前条第5項の規定により訂正(情報提供等記録の訂正に限る。)を実施した場合において必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第23条第1項中「前条」を「第22条」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第22条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 2 生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成9年12月生駒市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「個人情報(」を「保有個人情報(」に、「第2条第1号」を「第2条第5号」に、「個人情報をいう」を「保有個人情報をいい、保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む」に改め、同条第6項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第9条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

議案第 52 号

生駒市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 11 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の再任用に関する条例（平成 13 年 3 月生駒市条例第 2 号）の一部
を次のように改正する。

附則第 2 条中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第
18 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附
則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 11 日

生駒市長 小 紫 雅 史

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第 1 条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 25 年 12 月生駒市条例第 4

1号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書、第3項、第5項、第7項及び第9項中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則第11項中「平成27年10月」を「平成29年4月」に、「同年9月」を「同年3月」に改める。

附則第13項、第15項、第17項、第19項、第21項、第23項及び第25項中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則第27項中「平成27年10月」を「平成29年4月」に、「同年9月」を「同年3月」に改める。

附則第28項を削る。

(生駒市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市下水道条例の一部を改正する条例(平成25年12月生駒市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書及び第3項中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則第4項を削る。

(生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成25年12月生駒市条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書、第4項及び第5項中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則第6項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 54 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 11 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 26 年 3 月生駒市条例
第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、附則第 15 項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及
び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 11 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

生駒市自転車駐車場条例（昭和 58 年 12 月生駒市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

1 一時利用料金

自転車等の種類		1 日 1 回につき
自転車		70 円
原動機付自転車及び自動二輪車	排気量 90cc 以下のもの	100 円
	排気量 90cc を超えるもの	120 円

備考 この表の利用料金の額には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

2 定期利用料金

駐車場の名称	自転車等の種類	市内在住者				市外在住者			
		学生		一般		学生		一般	
		1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月
生駒駅前自転車駐車場及び生駒駅前第 2	自転車	1,400 円	3,800 円	1,500 円	4,100 円	1,600 円	4,400 円	1,700 円	4,600 円
	原動機付自転車及び排気量 90cc 以下のもの	2,000 円	5,400 円	2,100 円	5,700 円	2,200 円	6,000 円	2,300 円	6,300 円

自転車 駐車場	自動二 輪車	排気量90 ccを超え るもの	2,400 円	6,500 円	2,600 円	7,100 円	2,700 円	7,300 円	2,800 円	7,600 円
生駒駅 南自転車 駐車 場	自転車		1,200 円	3,100 円	1,300 円	3,300 円	1,300 円	3,300 円	1,400 円	3,600 円
	原動機 付自転 車及び	排気量90 cc以下の もの	1,800 円	4,600 円	1,900 円	4,900 円	1,900 円	4,900 円	2,000 円	5,200 円
	自動二 輪車	排気量90 ccを超え るもの	2,100 円	5,400 円	2,200 円	5,700 円	2,200 円	5,700 円	2,400 円	6,200 円

備考

- 1 「市内在住者」とは、市内に住所を有する者をいう。
- 2 「市外在住者」とは、市内在住者以外の者をいう。
- 3 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に通学し、又は通園している者をいう。
- 4 「一般」とは、学生以外の者をいう。
- 5 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市自転車駐車場条例の規定は、平成27年10月1日以後に徴収する利用料金（生駒市自転車駐車場条例第6条に規定する利用料金をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 3 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜

本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第17条中生駒市自転車駐車場条例別表の改正規定を次のように改める。

別表の1の表中「120円」を「130円」に改め、別表の2の表中「1,400円」を「1,430円」に、「3,800円」を「3,870円」に、「1,500円」を「1,530円」に、「4,100円」を「4,180円」に、「1,600円」を「1,630円」に、「4,400円」を「4,480円」に、「1,700円」を「1,730円」に、「4,600円」を「4,680円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,100円」を「2,140円」に、「5,700円」を「5,800円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「2,300円」を「2,340円」に、「6,300円」を「6,420円」に、「2,400円」を「2,440円」に、「6,500円」を「6,620円」に、「2,600円」を「2,650円」に、「7,100円」を「7,230円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「7,300円」を「7,430円」に、「2,800円」を「2,850円」に、「7,600円」を「7,740円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「3,100円」を「3,160円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「3,300円」を「3,360円」に、「3,600円」を「3,670円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「1,900円」を「1,930円」に、「4,900円」を「4,990円」に、「5,200円」を「5,300円」に、「6,200円」を「6,310円」に改める。

議案第 56 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 11 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和 34 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 11 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,690 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料から適用する。

民事調停について

生駒市は、奈良簡易裁判所平成26年（ノ）第72号所有権妨害予防請求調停事件について、下記のとおり調停を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 申立人の住所及び氏名

奈良県桜井市大字外山186番地の1

株式会社渋谷 外2名

2 申立ての概要

平成26年7月、生駒市菜畑町地内において、生駒市道の道路排水が申立人ら所有の敷地内に流れ込んでいることにより、申立人所有の排水施設が破損し、周辺土地が崩落したことから、今後被害が拡大する恐れがあるとし、申立人らは、生駒市に対して、申立人ら所有の敷地内に水が流れないような措置を取ること、また、排水施設の復旧工事費用として、金2,430万円の支払いを求められたもの。

3 調停成立の方針

次の調停条項のとおりとする。

- (1) 申立人らは、生駒市菜畑町2313番309、同町2313番310等に存在する排水施設につき、別紙工事明細記載の内容で復旧工事（以下「本件工事」という。）を行う。
- (2) 申立人らは、生駒市に対し、本件工事の着工日の2週間前までに工程表を示し、生駒市が必要と認める場合、本件工事、中間検査及び完成検査

等に生駒市が立ち会うこと、本件工事の完成検査等を生駒市が行うことを認める。

- (3) 生駒市は、申立人らに対し、本件工事が完成したことを生駒市において確認した日の翌日から40日以内に、金912万6,000円を支払う。
- (4) 申立人らは、本件工事完成后、前項の金員の支払日までに、生駒市に対し、本件工事により設置された排水施設(以下「本件排水施設」という。)の所有権を無償で譲渡し、本件排水施設が存在する申立人ら所有の土地上に地役権を設定する。設定に要する費用は生駒市の負担とする。
- (5) 生駒市は、本件排水施設の点検、修理その他の保守管理を行うために必要な場合には、あらかじめ申立人らの了解を得た上で、申立人らの土地に立ち入ることができる。この場合、申立人らは、正当な理由がなくその立ち入りを拒否することができない。
- (6) 申立人らはその余の請求を放棄する。
- (7) 申立人らと生駒市は、本件について、本調停条項に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 調停費用は各自の負担とする。

平成27年6月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 59 号

生駒市副市長の選任について

生駒市副市長に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●番地

氏 名 山 本 昇

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成27年6月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史